

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 届出者の住所及び名称
東京都墨田区両国二丁目18番4号
株式会社ヒューテクノオリン
- 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地
株式会社ヒューテクノオリン
東京支店 保税蔵置場
東京都八王子市石川町2969-18
- 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄骨鉄筋コンクリート造/鉄骨造、ALC造、長尺ガルバリウム鋼板、地上4階
1棟 17,005平方メートル
- 蔵置貨物の種類
輸出入冷凍冷蔵貨物及び輸出入一般貨物
- 許可期間
自 平成24年2月 1日
至 平成29年9月15日

平成24年2月1日

東京税関長 森川 卓也